

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国は、世界に類を見ない早いスピードで高齢化が進行しています。山陽小野田市においても、平成19年4月に高齢化率が25%を超え、今や4人に1人が高齢者という人口構成となりました。今後、戦後の第1次ベビーブーム世代（昭和22年～昭和24年生まれ、いわゆる「団塊の世代」。）が高齢者となることから、より一層の加速度で高齢化が進み、平成30年には約3人に1人が高齢者となることが予測されます。また、高齢化の進行とともに、寝たきりや重度の認知症のある高齢者や夫婦が共に介護認定を受けている高齢者など手厚い支援が必要な方が増えていくことが見込まれます。こうした状況の中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活が送れるようにしっかりと支援していくとともに、高齢者がいきがいを持って生活をしていける社会、高齢者同士が支えあっている社会の実現に向けて、体制整備を進めていく必要があります。

2 計画の課題

介護保険は平成12年に創設された制度であり、早いもので10年が経過しました。

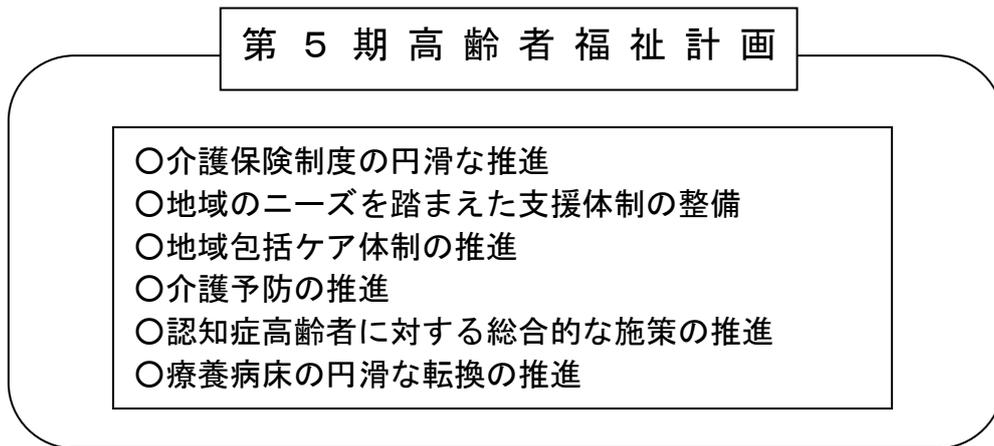
その間、高齢者を支えていく制度として定着してきた反面、認定者数の増加に伴う給付費の上昇や介護予防事業の在り方、財源問題など取り組んで行くべき課題も多くあります。今後も高齢化が進行し、支援が必要な高齢者が増加していくことが見込まれる中で、第4期計画の課題分析や評価をしっかりと行い、アンケート調査等を通じて高齢者ニーズや地域の特性を適切に把握したうえで、第5期計画に反映させていきます。

3 計画策定の目的

今後、高齢化が更に進行していく中で、高齢者が老後も安心して生活していける社会の実現に向けて、計画的に体制整備を進めていく必要があります。第5期計画は、高齢者を多方面から支援していくため、行政や医療機関、地域社会が連携・協力し、高齢者を支えていく「地域包括ケア体制」を一層推進していくとともに、地域の実情やニーズを踏まえた介護サービスの提供や、参加しやすく効果のある介護予防事業の推進、高齢者が共に支えあう介護ボランティア活動制度の一層の普及など社会全体で高齢者を支えていくための計画とします。

4 法令等の根拠

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」と、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」を一体的に策定するものです。



5 計画策定に向けた取組及び体制

(1) 推進体制

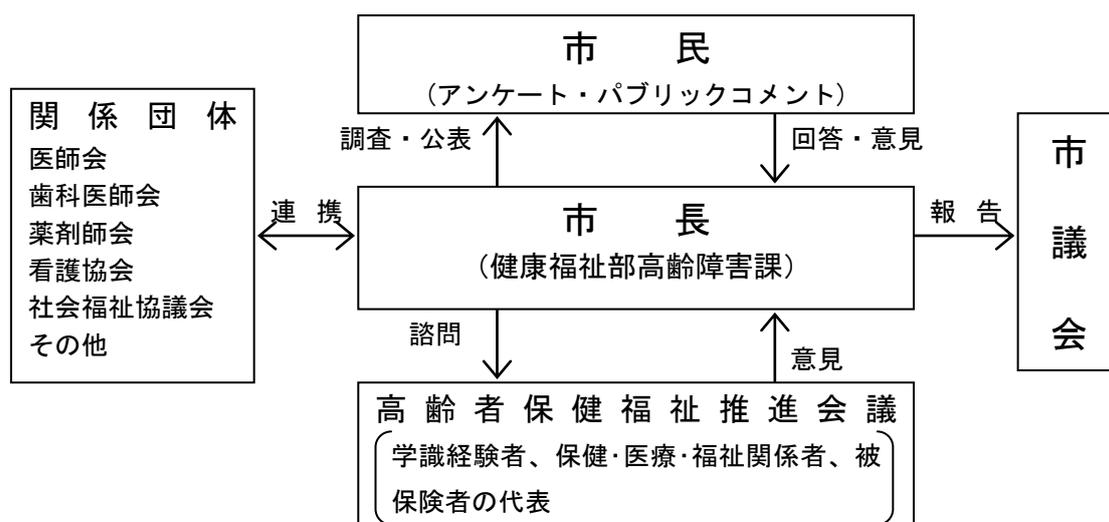
(ア) ニーズの把握

計画策定に先立ち、住民のニーズや地域の特性を把握するため、無作為に抽出した1,940名に対してアンケート調査を実施しました。また、民生児童委員の協力を得て、ひとり暮らし調査等を実施しました。さらには、事業所に対して今後の施設整備意向や待機者の状況等を確認しました。

(イ) 関係団体等との連携

高齢者福祉施策の着実かつ効果的な推進を図るためには、地域の実情を踏まえながら、幅広い関係者の協力を得ることが重要です。

このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者の代表等からなる「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」において、計画の策定、効果的な推進方法等について広く意見を求めるとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会等、地域における様々な関係団体との一層の連携の強化を図ります。また、計画案が出来上がった段階で、パブリックコメントを行い、計画に対する市民の意見を求めます。



(ウ) 県、圏域及び近隣市との連携

介護保険制度では広域的なサービス利用が見込まれるため、県、圏域及び近隣市と連携を図り、効果的・効率的なサービス基盤の整備に努めます。

(エ) 行政各部署の連携

本市における高齢者施策の推進にあたっては、関係部署の主体的な取り組みはもとより、関係部署間の緊密な連携体制を構築することが求められます。

このため、総合的な高齢者対策を推進するための組織である「地域包括支援センター」を中心に、保健、福祉、住宅、生活環境、教育などの関係部局間の連携を一層充実させ、全庁的な取り組みとして施策を実施します。

(2) 計画の点検

本計画における実効性を確保するためには、各年度において、その達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施することが必要です。

達成状況の点検に際しては、要介護度ごとの高齢者数、居宅・施設サービスの利用者数やサービス供給量の状況、また、サービスの質に対する利用者の満足度等の分析、評価を行います。

なお、この点検による課題等については、「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」等において、関係者からの意見を集約しながら対応を図ります。

6 計画の期間及び見直しの時期

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、介護保険制度における保険料は、計画期間を通じて財政の均衡を保つものでなければならないとされているため、3年で見直しを行います。

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①保険期間			②保険期間			③保険期間			④保険期間			⑤保険期間			
策定期間	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画		

7 他制度による計画等の整合調和

第5期計画では、住まい、介護、予防、医療、生活支援の5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」に基づき策定を行うため、他の計画と調和のとれた計画にする必要があります。計画策定にあたっては、地域住民や各種会議、他の部署との連携を密にし、幅広い視点から計画を策定していきます。

(地域包括ケア計画のイメージ)

